

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月29日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

広島県公安委員会規則第12号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第4章 略 第5章 運転免許（第12条の2 - <u>第21条の19</u>） 第6章 略 附則</p> <p>（自動車以外の車両の^{けん}牽引制限） 第9条 自動車以外の車両（トロリーバスを除く。）の運転者は、1台を<u>超える</u>車両を^{けん}牽引してはならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により自動車又は<u>一般原動機付自転車</u>（以下「故障車」という。）を^{けん}牽引することがやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによりその故障車を^{けん}牽引することができる。</p> <p>（1）・（2）略</p> <p>（3）^{けん}牽引する原動機付自転車と故障車の間の距離は、5メートルを<u>超えない</u>こと。</p> <p>（4）故障車を^{けん}牽引しているロープ等の見易い箇所に0.3メートル平方以上の大きさの白色の布を<u>付ける</u>こと。</p> <p>4 略</p> <p>（道路の使用の許可） 第12条 法第77条第1項第4号の規定により署長の許可を受けなければならない行為は、次の各号に掲げるもの（公職選挙法の規定に基づく選挙運動又は政治活動として行われる第2号、第4号及び第6号から第9号までの行為を除く。）とする。</p> <p>（1）～（9）略</p> <p>（10）道路において、次のアからウまでのいずれかに該当する実証実験をすること。 ア・イ 略</p>	<p>目次 第1章～第4章 略 第5章 運転免許（第12条の2 - <u>第21条の18</u>） 第6章 略 附則</p> <p>（自動車以外の車両の^{けん}牽引制限） 第9条 自動車以外の車両（トロリーバスを除く。）の運転者は、1台を<u>こえる</u>車両を^{けん}牽引してはならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により自動車又は<u>原動機付自転車</u>（以下「故障車」という。）を^{けん}牽引することがやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによりその故障車を^{けん}牽引することができる。</p> <p>（1）・（2）略</p> <p>（3）^{けん}牽引する原動機付自転車と故障車の間の距離は、5メートルを<u>こえない</u>こと。</p> <p>（4）故障車を^{けん}牽引しているロープ等の見易い箇所に0.3メートル平方以上の大きさの白色の布を<u>つける</u>こと。</p> <p>4 略</p> <p>（道路の使用の許可） 第12条 法第77条第1項第4号の規定により署長の許可を受けなければならない行為は、次の各号に掲げるもの（公職選挙法の規定に基づく選挙運動又は政治活動として行われる第2号、第4号及び第6号から第9号までの行為を除く。）とする。</p> <p>（1）～（9）略</p> <p>（10）道路において、次のアからウまでのいずれかに該当する実証実験をすること。 ア・イ 略</p>

ウ 自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験

(11) 略

(運転免許受験等指定)

第12条の2 法第89条第1項に規定する運転免許試験（小型特殊自動車及び一般原動機付自転車の免許試験を除く。）を受けようとする者（法第97条の2第1項の規定により運転免許試験の一部を免除される者を除く。）は、別記様式第15号による運転免許受験指定申請書を交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）又は各署長を経由して公安委員会に提出し、受験の日時及び場所の指定を受けなければならない。

2 略

(特定小型原動機付自転車運転者講習)

第21条の17 法第108条の2第1項第15号に規定する講習（以下「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）の受講命令を受けた者は、別記様式第19号の13による特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の受講命令を受け、特定小型原動機付自転車運転者講習を受講しようとする者は、受講日に、当該講習の行われる場所において別記様式第19号の14による特定小型原動機付自転車運転者講習受講申出書を公安委員会に提出しなければならない。

3 公安委員会は、特定小型原動機付自転車運転者講習を終えた者に対しては、別記様式第19号の15による特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書を交付するものとする。

4 特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書の再交付を求める者は、公安委員会に別記様式第19号の16による特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書再交付申請書を提出するものとする。

(自転車運転者講習)

第21条の18 法第108条の2第1項第16号に規定する講習（以下「自転車運転者講習」という。）の受講命令を受けた者は、別記様式第19号の17による自転車運転者講習受講命令書受領書を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の受講命令を受け、自転車運転者講習を受講しようとする者は、受講日に、当該講習の行われる場所において別記様式第19号の18による自転車運転者講習受講申出書を公安委員会に提出しなければならない。

ウ 自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験

(11) 略

(運転免許受験等指定)

第12条の2 法第89条第1項に規定する運転免許試験（小型特殊自動車及び原動機付自転車の免許試験を除く。）を受けようとする者（法第97条の2第1項の規定により運転免許試験の一部を免除される者を除く。）は、別記様式第15号による運転免許受験指定申請書を交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）又は各署長を経由して公安委員会に提出し、受験の日時及び場所の指定を受けなければならない。

2 略

(自転車運転者講習)

第21条の17 法第108条の2第1項第15号に規定する講習の受講命令を受け、当該講習を受講する者は、受講日に、当該講習の行われる場所において、別記様式第19号の13による自転車運転者講習受講申出書を交通部交通企画課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

3 公安委員会は、自転車運転者講習を終えた者に対しては、別記様式第19号の19による自転車運転者講習終了証書を交付するものとする。

4 自転車運転者講習終了証書の再交付を求める者は、公安委員会に別記様式第19号の20による自転車運転者講習終了証書再交付申請書を提出するものとする。

(特定任意講習)

第21条の19 法第108条の2第2項に規定する講習で運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第2条に定める基準に適合するもの（以下「特定任意講習」という。）を受講しようとする者は、受講日に、当該講習の行われる場所において、別記様式第19号の21による特定任意講習受講申出書を運転免許課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 略

(特定任意講習)

第21条の18 法第108条の2第2項に規定する講習で運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第2条に定める基準に適合するもの（以下「特定任意講習」という。）を受講しようとする者は、受講日に、当該講習の行われる場所において、別記様式第19号の14による特定任意講習受講申出書を運転免許課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 略

別記様式第19号の13及び別記様式第19号の14を次のように改める。

年 月 日

特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書

広島県公安委員会 様

住所

連絡先

氏名

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の場所・日時については、

- ・ 別途調整します。
- ・ 下記のとおりとします。

場所	
日時	年 月 日 午前 時 分から 午後

様式第19号の14（第21条の17関係）

手数料欄

特定小型原動機付自転車運転者講習受講申出書

年 月 日

広島県公安委員会 様

道路交通法第108条の2第1項第15号に規定する講習を受けるので、講習手数料を添えて申し出ます。

住 所		
ふりがな		性 別
氏 名		男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日生 (歳)	
連 絡 先	() ー (自宅・携帯・勤務先)	

別記様式第19号の14の次に次の7様式を加える。

様式第19号の15（第21条の17関係）

第 号

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる
特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

広島県公安委員会

印

年 月 日

自転車運転者講習受講命令書受領書

広島県公安委員会 様

住所

連絡先

氏名

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の場所・日時については、

- ・ 別途調整します。
- ・ 下記のとおりとします。

場所	
日時	年 月 日 午前 時 分 から 午後

様式第19号の18（第21条の18関係）

手数料欄

自転車運転者講習受講申出書

年 月 日

広島県公安委員会 様

道路交通法第108条の2第1項第16号に規定する講習を受けるので、講習手数料を添えて申し出ます。

住 所		
ふりがな		性 別
氏 名		男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日生 (歳)	
連 絡 先	() ー (自宅・携帯・勤務先)	

第 号

自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項
第16号に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

広島県公安委員会

印

様式第19号の21（第21条の19関係）

手数料欄

特 定 任 意 講 習 受 講 申 出 書

年 月 日

広島県公安委員会 様

運転免許に係る講習等に関する規則第2条に定める基準に適合する道路交通法第108条の2第2項の規定による講習を受けたいので、講習手数料を添えて申し出ます。

住 所		
ふりがな		性 別
氏 名		男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日生 (歳)	
連 絡 先	() — (自宅・携帯・勤務先)	

附 則

この公安委員会規則は、令和5年7月1日から施行する。